

ぎふ労働局
通信

2025

11

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

しごとより、
いのち。

働くことは、生きることに、健康は、たいせつ。
でも、働き過ぎで心や体の健康を損なうことは、避けては通れないこと。
さらに長時間労働が原因となってしまう、それはあってはならないこと。
みなさんの健康と安全のために、あらためて、働く者を思いやる社会を築いていこう。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

すべての企業でカスハラ・就活セクハラ対策が義務化

カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。



求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

いわゆる
「就活セクハラ」

無料 義務化対応！ 現場で役立つカスハラ対策 実践セミナー

労働施策総合推進法の改正に対応しつつ、現場で役立つ実践的なカスハラ対策を習得したい方にお勧めです。

日時：令和7年12月18日（木）13:15～15:45

場所：岐阜県図書館 1階 多目的ホール（岐阜市宇佐4-2-1）

内容：「法改正の概要とカスハラ対策の取組内容」

講師 岐阜労働局 雇用環境・均等室 職員

「不当要求に立ち向かうための心得」

講師 （公財）岐阜県暴力追放推進センター 専務理事 森 泉 氏

申込：労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイトからお申し込みください。

お申込みは
こちらから

最低賃金が改正されました！

岐阜県最低賃金	
時間額	1,065円 (64円アップ)
発効日	令和7年10月18日



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

岐阜県リスクリング支援ポータルサイト
ぎふリスクリング・ナビ

『ぎふリスクリング・ナビ』は、岐阜県と関係機関が実施する研修や助成制度など仕事に必要な知識や技術を高めるためのリスクリングに役立つ制度を紹介するポータルサイトです。



11月は取組強化の月 見直すチャンス！

過労死等防止啓発月間（11月）

★過労死等防止対策推進シンポジウム

【日時】 令和7年11月13日（木）13:30～16:15

【場所】 岐阜県図書館 1階 多目的ホール

【内容】 ・岐阜労働局からの報告

「職場におけるハラスメントについて」

岐阜労働局 雇用環境・均等室 室長補佐（指導）辻健夫

・企業からの取り組み事例報告

「『働きがい』と『生きがい』を感じる職場づくり」

株式会社社長瀬土建 代表取締役 長瀬雅彦氏

・基調講演

「過労死問題の現在・過去・未来」

弁護士・過労死弁護士全国連絡会議代表幹事 松丸正氏



「しわ寄せ」防止キャンペーン月間（11月）

適正なコスト負担を伴わない短納期発注などはやめましょう。

大企業と下請等中小事業者は共存共栄！
大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



労働保険未手続事業一掃強化期間（11月）



労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業時等の際に、労働者を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利
労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 雇用保険

問い合わせ先
岐阜労働局
労働保険徴収室
TEL:058-245-8115



新はつらつ職場づくりキャンペーン（11月）

岐阜県内で
1200件以上宣言されています！！

誰もが働きがいや生きがいを感じ、
はつらつと働くことができる職場を目指して、労使で宣言しませんか？

「新はつらつ職場づくり宣言」は、
労使の思いを形にするツールです。

<宣言項目の登録件数>

「心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり」が最も多く宣言されています。

1 長時間労働の抑制及び過重労働の解消	91.5%
2 年次有給休暇をはじめとする各種休暇の取得促進	82.5%
3 心身ともに安全で健康に働ける職場環境づくり	98.9%
4 若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の活躍推進	55.4%
5 仕事と家庭の両立支援対策	68.0%
6 各種ハラスメントの防止対策	77.3%
7 非正規雇用労働者の待遇改善等による魅力ある職場づくり	20.0%
8 人材育成・キャリア形成のための支援	50.3%
9 その他、はつらつと働くことができる職場づくりに資すること	12.6%

